

令和5年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務 委託仕様書

1 目的

京都市では、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現を目指し、本市最大の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）源である太陽光発電設備の普及拡大を図っている。2030年度温室効果ガス46%削減という目標の達成には、再エネが需要と供給の両面で飛躍的に増加していくことが重要であるが、近年住宅への新規導入数が伸び悩んでいることが課題である。

そこで本業務では、住宅の太陽光発電設備から生まれる再エネを自家消費することで生じる「環境価値」を取りまとめ、市内企業に売却し、市内の商店等で利用できる地域ポイントを、自家消費量に応じて市民（再エネ自家消費者）に還元する環境整備を行うことにより、「太陽光発電設備の導入・活用の促進」「企業活動の脱炭素化の推進」「地域ポイントの市内消費による地域経済の振興」を目的とした「三方よし」の仕組みを構築し、再エネの地産地消と地域経済活性化を図る。

2 業務委託の内容

令和4年度から、上記目的を達成するため、各家庭の太陽光発電設備から生まれる再エネを自家消費することで生じる「環境価値」を、国の認証制度である「J-クレジット制度」（以下「制度」という。）を活用して金銭価値化し、市内の商店等で利用できる電子ポイント「さんさんポイント」（以下「ポイント」という。）として還元する仕組みである「京都再エネクラブ」を創設し、入会者を募集している。さらに、太陽光発電設備と同時に蓄電池又はV2H充放電設備を設置した「京都再エネクラブ」入会者（以下「入会者」という。）に対し、設備の導入支援として20万円相当分のポイントを発行している。

これらの取組については、オンライン上で手続きが可能となるシステムとして、互いに連携する2種類のシステム（以下「既存システム」という。）を構築している。

既存システムの「京都再エネクラブ入会及び導入支援ポイント申請ポータルサイト」は、本事業に関する情報を発信するとともに、京都再エネクラブへの入会申込や導入支援ポイントの発行申請受付などの機能を、「ポイント利用システム」は、ポイントの付与及び電子決済機能を備えている。

本市では、令和5年度についても本事業を継続して実施することを予定しており、既存システムを用いて京都再エネクラブ及び再エネ設備の導入支援に係る運用を行うとともに、本事業の活用対象となる市民等へより分かりやすい情報発信の内容やその手法、ポイント利用先店舗の更なる拡充やJ-ク

クレジットの効果的な売却方法を提案する事業者に、以下(1)～(6)の業務を委託するものである。

(1) 「京都再エネクラブ」の運営及び既存システムの運用、更新、維持管理

住宅の太陽光発電設備から生まれる再エネを自家消費することで生じる「環境価値」を金銭価値化するため、制度を活用すること。

また、本市登録済の「プロジェクト計画書」に基づき、入会者の受付や入会者へのモニタリング、クレジットの認証など、計画を実行するために必要な「京都再エネクラブ」事務局を運営すること。

【プロジェクト計画書掲載先】

ホームページ名称	J-クレジット制度
掲載場所	トップページ≫登録・認証情報≫J-クレジット≫プログラム型≫プロジェクト番号 P131≫関係書類
ファイル名	プロジェクト計画書変更届
ファイル URL	https://japancredit.go.jp/pdf/jcrd/P00131_3.pdf

あわせて、プロジェクトの運営に当たり、オンライン上で手続きができる既存システムを運用するとともに、必要な更新及び維持管理を行うこと。

既存システムの概要は以下ア及びイのとおりである。既存システムの運用に係る経費については、各開発事業者に直接問い合わせ、見積額に含めること。

ア 京都再エネクラブ入会及び導入支援ポイント申請ポータルサイト

情報システムの概要	京都再エネクラブへの入会申込、導入支援ポイントの発行申請、太陽光発電設備で発電した電力の自家消費量の報告の受付、情報の提供を行う。
処理データ	氏名、住所、郵便番号、メールアドレス、太陽光発電設備等の設置状況、根拠資料等
開発事業者	株式会社インテリジェンステクノロジー
開発事業者連絡先	株式会社インテリジェンステクノロジーホームページ「お問い合わせフォーム」 https://i-t-i.jp/contact.html

イ ポイント利用システム

情報システムの概要	ポイントの付与及び電子決済を行う。
処理データ	氏名、性別、生年月日、郵便番号、電話番号、メールアドレス等
開発事業者	トヨタファイナンス株式会社
開発事業者連絡先	この町いちばん企画グループ 金子 電話：052-527-7460

	メール：shared_sunsunpoint@toyota-finance.co.jp
--	---

なお、本業務の実施において公開するウェブサイトについては、以下ウ及びエを満たすように更新及び維持管理すること。

ウ 本事業の利用対象となる市民や電子ポイントの利用先となる店舗、クレジットの売却先となる市内企業等が、パソコン、スマートフォン、タブレットなど、様々な端末のウェブブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari 等）で閲覧できること。

エ 公開するコンテンツについて、Web アクセシビリティを考慮した日本工業規格（JIS）「JISX 8341 3:2016」の適合レベル AA に原則準拠し、同レベルへの適合状況を試験・公開すること。また、適合レベルの達成状況に応じたウェブアクセシビリティ方針を策定・公開すること。

(2) クレジット売却及びポイント還元

本事業の実施に伴い創出されるクレジットの売却について、京都市内産の再エネ価値であることを最大限に活かし、市内企業等に売却すること。また、売却によって得た収益を原資とし、入会者に対し、自家消費量に応じたポイントを還元すること。

(3) 太陽光発電設備及び蓄電池等の一体的な導入支援

入会者のうち、令和5年1月1日以降に太陽光発電設備及び蓄電池（V2H充放電器含む）を同時設置した者に対して、審査完了時に20万円相当のポイントを発行（年間最大266件）し、導入支援を行うこと。ポイント発行に当たっては、申請内容の確認、審査及び発行決定、ポイント発行、ポイント使用後の精算まで一連の手続を適切に行うこと。

また、令和4年度に発行済みのポイントのうち、令和4年度内に精算されなかった分について、ポイント使用後の精算を行うこと。なお、ポイントの精算に当たって必要となる申請者情報等については、令和4年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務の受託者から引継ぎを受けること。

上記導入支援に要するポイント原資は、本委託料に含むものとする。

(4) 相談及び問い合わせ対応窓口

市民等からの相談及び問い合わせに適切に対応すること。

(5) 広報

目に見えない「環境価値」を扱うに当たり、本事業の活用対象となる市民に対して、分かりやすい情報発信の内容及び手法を検討し、実施すること。

(6) 加盟店登録窓口及び利用先店舗の拡充

ポイントの利用先となる市内店舗から加盟店登録の申請を受け付け、承認に必要な手続を行うこと。

また、効果的な広報を計画するとともに、新規開拓等の活動を行うことにより、利用先店舗を拡充すること。

3 業務委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

4 実績報告及び委託料の支払について

支払金額については、本業務の実績に応じて決定する。ただし、以下(1)及び(2)に示す経費の合計とし、委託料上限額116,520,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないものとする。

(1) ポイントの原資等

令和5年度発行分のポイントの原資は、58,520,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として支払うものとする。

令和4年度発行済み分のポイントの原資及び精算に掛かる各種手数料は、42,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限として支払うものとする。

ポイントの利用額等は変動することから、契約時に支払額を確定できないため、月毎の精算払いとする。

ア 受託者は、毎月の業務について、翌月の10日までに本市に業務完了を報告し、委託料を本市に請求するものとする。

イ 本市は、受託者からの請求に基づき、請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、本市は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

(2) (1)の経費を除く経費

(1)の経費を除く経費については、原則、委託期間終了後の精算払いとする。受託者は、委託期間終了後速やかに本市に請求を行うこと。

ただし、業務に掛かる経費を事前に受け取る必要がある場合に限り、概算払いとすることができる。その場合、受託者は、契約締結後速やかに本市に請求を行うこと。

5 個人情報の保護

受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た入会者

の個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た入会者の個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

6 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び関係法令等に準拠して実施するものとする。
なお、本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (6) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。
- (7) 本業務の遂行に当たっては、発注者との連絡を密にすること。
- (8) 本業務により得られた成果は、本市に帰属する。